

一般社団法人日本人間工学会受託研究規程

- 第1条 一般社団法人日本人間工学会(以下、「学会」という)は、学会の目的達成に関係ある事項につき、学会員の利益、学会発展への寄与、社会への貢献等を考慮し、研究の委託に応ずることができる。
- 第2条 研究を委託したい者は必要事項を文書に記載し、理事長のもとに提出しなければならない。
- 第3条 理事長は前条の文書を受理したとき、その受諾の可否に関して理事会の議に付する。
- 第4条 理事会が前条の委託を受託すると認めるときは、研究担当者を正会員より選ぶ。
- 第5条 研究委託者は研究受託の通知を受けたときは指定期間内に研究費を前納しなければならない。ただし、委託者において前納方法がとれないときは、あらかじめその旨を申し出なければならない。
- 第6条 研究成果の発表は、特許に関する事項その他の重要事項については委託者と理事会が推薦する代表者の協議により定める。
- 第7条 研究担当者は、委託元に提出する活動報告書等を原則として事前に理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 第8条 本規程の改廃は理事会において定める。

附則

1. 受託研究費受け入れ時に、委託総額の 10%の金額を一般管理費として、学会会計に繰り入れるものとする。
2. 本規程は 2010 年 3 月 23 日よりこれを施行する。